

命を守る 学校危機管理マニュアル

危機管理体制の整備における
基本的な考え方

香南市立夜須中学校

＝ 目 次 ＝

1. I 校内救急体制

- (1) 【救急の呼び方】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ①救急車が来るまでに
 - ②救急車が来てから
- (2) 【症状】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ①生命に危険、またはその疑いがあると判断した場合
 - ②生命に直接影響がないが、速やかに医師の治療を要する場合
 - ③応急手当

2. II 自殺防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- (1) 【自殺の危険分子】
- (2) 【自殺の直前のサイン】
- (3) 【対応の原則】
- (4) ※自殺予防における学校と教職員の役割※

3. III 事故被害

- (1) 不審者の侵入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 授業中の事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 【理科の実験中の事故】
 - 【体育の水泳中の事故】
 - 【運動部活動中の事故】
- (3) 交通事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4. IV 自然災害

- 【地震災害の発生】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 【南海大震災対策】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～35
- 【台風・豪雨・雷の発生】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 【火災の発生】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

5. V 健康被害

- 【給食による食中毒】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 【伝染病の発生】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

6. VI その他

- 【マスコミ対応マニュアル】・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 【学校事故で問われる法的責任】・・・・・・・・・・・・ 42
- 【公務中における事故防止対策】・・・・・・・・・・・・ 44

Ⅰ 校内救急体制

【救急車の呼び方】

- (1) 1 1 9
- (2) 「救急車をお願いします」
- (3) 「香南市立夜須中学校の〇〇です」
- (4) 「住所は、香南市夜須町西山 5－1 電話は、0 8 8 7－5 5－3 1 7 7です」
- (5) 事故・病気の症状、状態を知らせる。
- (6) 氏名・学年・性別
- (7) 意識レベル
 - 〈 覚醒（目が覚めている）している。刺激で覚醒する。刺激しても覚醒しない。〉
- (8) 待っている場所（グラウンド、保健室、体育館、教室等）を知らせる。
- (9) かかりつけの病院を知らせる。
 - 〈 時間的に余裕があれば、保護者に連絡して受診したい病院を確認する。〉

※ 〈 救急車が来るまでに 〉

- (1) 救急救命士等からの指示を仰ぎ、対応する。
 - 〈 みんなが協力して行う。心臓停止の状態ならば、A E Dの使用もあり得る。〉
- (2) 外で救急車の誘導にあたる。
- (3) 担任は、家への連絡を行い、発生の状況を報告する。

※ 〈 救急車が来てから 〉

- (1) 救急車には、1～2名が同行する。（状況が分かる者が望ましい）
- (2) 携帯するもの（携帯電話、メモ、筆記道具、家庭連絡カード等）
- (3) 管理職は、車で付き添う。

【 症 状 】

1. 生命に危険、またはその疑いがあると判断した場合

心臓発作、頭部外傷、内臓破裂及びその疑い、広範囲の火傷、大量出血、溺水、頭部及び頸椎打撲による意識障害、開放性骨折や骨折による変形（ショックも）等 生命に危険があるまたはその疑いがあると判断された場合は、管理職の指示を受け、速やかに救急車に連絡を行う。同時に、事故発生の状況を詳しく把握する。

注) 管理職不在の場合は、学校教職員が速やかに救急車に連絡する。

注) 生命に危険、その疑いがあるとの判断は、最悪のことを考えて判断する。絶対に素人考えで「大丈夫だろう」などと思わないようにすることと、専門医の判断を必ず仰ぐ

2. 生命に危険はないが、速やかに医師の治療を要する場合

(1) 骨折、切り傷、歯牙破損、発熱や嘔吐、下痢や腹痛等の症状

①家庭連絡を行い、保護者に迎えに来てもらう。

②家庭に連絡がつかない場合は、タクシーを利用する。

野島ハイヤー（ 5 4 - 3 1 7 5 ）

(2) 発熱、腹痛、その他で授業を受けることが困難な場合

①回復できそうな場合のみ、1時間を目安に休養させる。

②回復しない場合は、家庭連絡を行い、症状を報告し、迎えに来てもらう。

③迎えに来るまでは、保健室で休養させ、内服薬は与えない。

④自転車、徒歩で帰る場合は、保護者に連絡のうえ帰宅させる。

⑤一人で帰宅させた場合は、自宅に到着後学校に連絡をもらう。

⑥一人で受診させた場合は、病院に連絡を入れておく。

⑦必要に応じて、記録を残しておく。

3. 応急手当

自分がけがをしたら

1. あわてて一人で動かない。動き回ると、ひどくなる。
2. すぐ大声を出して、近くの人に助けを求める。

けがをしている人がいたら

1. 救急車や医者へ連絡をする。または、近くの人にけがのようすを知らせ、救急車や医者への連絡を依頼する。
2. 次のような簡単な応急手当をする

止血の方法

【直接圧迫止血】

- ・出血しているきず口をガーゼやハンカチなどで直接強く押さえて、しばらく圧迫します。

【間接圧迫止血】

- ・きず口より心臓に近い動脈（止血点）を手や指で圧迫して血液の流れを止めて止血します。（直接圧迫止血をすぐに行えない時に応急的に行う。直接圧迫止血を始めた間接圧迫止血は中止）

ねんざ・打撲

- ・冷水または氷のうで冷やし、安静にします。（ねんざ）
- ・打撲部位は、骨折、脱臼、捻挫と同様に安静にして、原則として冷やします。（打撲）
- ・初期には、動かしたり温めたりすると、内出血や腫れがひどくなるので注意します。

骨折

- ・全身及び患部を安静にし、患部を固定します。
 - ・手首や前腕の骨折の場合、肘関節から指先までの長さの副子（ふくし）を、骨折部の外側と内側に当て、固定します。
- ※副子とは、骨折部の動揺を防ぐため、上肢・下肢及び体に当てる支持物をいい、骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅をもつものが有効で、この条件を備えるならば、どんな物でも構いません。
（新聞紙・雑誌・段ボール・棒・杖・傘・野球のバット・毛布・座布団など）

やけど（熱傷）

- ・冷たい水などで痛みがとれるまで冷やします。その後も濡れたタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷やしておきます。
- ・やけどの部位が衣服で覆われていても、そのままにして急いで冷水をかけます。

出典：「赤十字救急法講習教本」 日本赤十字社 平成20年4月

Ⅱ 自殺防止対策

経過：〈自殺防止への対応は、教育上の重要な課題〉

「自殺対策基本法」：（平成18年6月成立）



「自殺総合対策大綱」：（6月8日閣議決定）政府が推進すべき自殺対策の指針



「児童生徒の自殺予防に向けた取り組みに関する検討会」：（8月より開催）



「子どもの自殺予防のための取り組みに向けて（第1次報告）」：（19年3月29日まとめ）



都道府県教育委員会



市町村教育委員会（幼小中、関係機関へ）

【自殺の危険要因】

- （1）自殺未遂歴
- （2）心の病
- （3）周囲から十分なサポートが得られない状況
- （4）「いじめ」をはじめとする心の悩み
- （5）喪失体験〈自分にとって掛け替えのない存在（意味）を失うこと〉
- （6）事故を繰り返す傾向
- （7）自殺の危険が高まりやすい性格
（未熟、依存的、衝動的、完全主義的、孤立、抗うつ的、反社会的）
- （8）他者の死の影響
- （9）虐待
- （10）その他

【自殺の直前のサイン】

（1）突然の態度の変化

- ①これまで関心のあった事柄に対して興味を失う
- ②引きこもりがちになる
- ③学校の成績が急激に落ちる
- ④不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる
- ⑤投げやりな態度が目立つ
- ⑥身だしなみを気にしなくなる
- ⑦不眠、食欲不振、体重減少をはじめとして、様々な身体の不調を訴える等

（2）自殺をほのめかす

- ①「遠くへ行ってしまうたい」
- ②「すっかり疲れてしまった」
- ③「誰も自分のことを知らない所に行きたい」
- ④「夜眠ったら、もう二度と目が覚めなければいい」等と言う

(3) 別れの用意をする

大切な持ち物を友人にあげてしまったり日記や手紙、写真を処分したり、借りていた物を返す、長いこと会っていなかった友人に突然会いに行く等

(4) 非常に危険な行為に及ぶ

重大な事故につながるような行動を繰り返す

(5) 実際に自傷行為に及ぶ

手首を浅く切る、薬を数錠服用するといった、実際に死ぬ危険がそれほど高くはないと考えられる自傷行為も軽視しない

【対応の原則】

- (1) 生徒から、自殺をほのめかされたり、「自殺したい」と打ち明けられたりしたら、その悩みを正面から受け止め、徹底的に聞き役に回る。
- (2) 「生命を粗末にしてはいけない」「家族のことも考えて」「気を強く持って」「バカなことを考えるな」「自殺は身勝手な行為だ」などと批判がましいことを言ったり、当たり障りのない励ましを言ったり、世間一般の常識を押しつけたり、話をはぐらかそうとしたりしては、二度と胸の内を明らかにしてくれず、自殺が決行されることになるかもしれない。
- (3) 訴える人とそれに耳を傾ける人の間に信頼関係があれば、自殺について話をすることは一般的に危険ではない。
- (4) 自殺の危険が迫っていると判断したら、保護者と連絡を取り合ったり、専門家の助けを借りたりする必要がある。
- (5) 「他には誰にも知らさないでほしい」と言ってくることもあるが、最後には適切な援助が得られるように本人に対して真剣に語りかける必要がある。

※自殺予防における学校と教職員の役割

- (1) 救いを求めるサインを察知できるようにする。（日常に生徒理解、観察、会話を心がける）
- (2) 校内支援体制をつくり、担任が孤立しないように援助する。（学級担任・養護教諭・生徒指導主事・教頭・校長及び相談を受けた者、関わった者他）
- (3) 外部の専門機関との連携を図る。
 - ・ 専門家との意見の交換の場をもち、緊急の際には、直ちに援助を要請できるようにしておく
 - ・ 生徒が自傷行為に及んだ場合には、たとえそれが直接生命を脅かすようなものでなかったとしても、必ず専門家による支援を受けられるように手配する。
 - ・ 精神科医療機関に受診中、あるいは入院治療を受けて退院してきた生徒に関しては、担当医としばしば連絡をとって、学校で生徒にどのように対応すべきか、適切な助言を得ておく。
- (4) 「命の教育」など自殺予防教育を実施するための環境作りを行う。

Ⅲ 事故被害

1. 不審者の侵入

課題◎生徒の安全確保を最優先とするとともに、教職員の受傷防止に配慮する。

◎速やかに警察、消防署に通報するとともに、状況に応じて負傷者への応急処置など適切な処置が求められる。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 生徒の安全確保 | ①教職員は、生徒と不審者の間に入り生徒を防御する。
②手近にある物（椅子、机、ほうき、消火器等）を活用し、不審者の移動を阻止する。
③大声で生徒に避難を指示する。「職員室へ逃げろ」「外へ逃げろ」等（可能であれば、職員室へ連絡するよう指示する）
④大声で他の職員を呼ぶ（応援を呼び、通報を依頼） |
| (2) 不審者への対応 | ①複数の教職員と協力し、落ち着いて対応する。
②不審者との間合いに注意する。 |
| (3) 関係機関への緊急連絡 | ①警察に通報するとともに、必要に応じ救急車を要請する。
②警察の到着まで、複数の教職員で不審者の移動を阻止する。 |
| (4) 周囲の生徒への対応 | ①校内放送で緊急事態の発生を知らせる。サインと発生場所（〇〇先生、〇〇室へお越してください。）
②教職員は生徒を安全な場所へ避難誘導し、出席簿等で生徒の掌握を行い、管理職に報告する。 |
| (5) 負傷した生徒への対応 | ①養護教諭は、負傷者の応急処置を行うとともに、救急車に同乗し、医療機関へ付き添う。（付き添いと連絡係りの2名）
②担任（学年団）は、負傷した生徒の保護者に連絡を取り、負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。 |
| (6) 事後の対応と処置 | ①管理職は、教育委員会に状況報告等を行う。
②PTA役員会、保護者説明会等を設け、保護者に対し説明と連絡を行う。
③情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は、管理職が行い窓口を一本化する。
④カウンセラー等による生徒等への心のケアに配慮する。 |

〈重要〉未然防止に向けて

- ①出入り口を限定し、登下校時間以外は施錠するなど適切に管理する。
- ②来校者をチェックする。（玄関付近に案内板を設置し、職員室への指示をする）
- ③校地、校舎内外を定期的に巡視し、外部からの不審者がいないか確認する。
- ④警察、補導センター、東部教育事務所、教育委員会等の関係機関、保護者や地域社会等から不審者の情報が得られるように、日頃から連携の強化を図る。
- ⑤学校周辺のパトロール（スクールガードリーダー巡回）強化など、警察等の関係機関の協力を依頼する。

2. 授業中の事故

【理科の実験中の事故】

課題	◎被害に遭った生徒の救急措置を最優先に行うことが大切である。 ◎突然の事故により、生徒が精神的に動揺していることが考えられる。 第二の事故を起こさないように、実験中止を指示し生徒を落ち着かせる対応が求められる。 ◎担当教諭が異変を感じた異臭、不明な液体がある場合は、すぐに避難。 ◎事故防止策・事故発生時の対応について、事前に準備しておく。
----	--

〈事故発生〉

- | | |
|--------------|--|
| (1) 安全確保 | ①授業担当教諭は、生徒を落ち着かせ、全ての実験を安全に配慮しながら中止するように指示する。 |
| (2) 状況把握 | ①授業担当教諭は、生徒の負傷の有無・程度及び教室や器具の被害の程度を確認する。
②授業担当教諭は、ガス漏れや火災等の二次災害がおりそうな場合は、避難を指示する。
③授業担当教諭は、安全を確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室の施錠をするなど、現場の保全を行うとともに、現場の写真や対応等の記録を残す。 |
| (3) 連絡 | ①授業担当教諭は、職員室や近くの教室で授業をしている教職員等に連絡し、応援を要請、その後管理職に連絡する。(内容、有害の有無) |
| (4) 応急処置 | ①授業担当教諭は、負傷した生徒の応急処置を行うとともに、負傷の程度により、救急車の要請を他の教職員に依頼する。
②連絡を受けた養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。 |
| (5) 保護者への対応 | ①担任(学年団)は、負傷した生徒の保護者に連絡を取り、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。
②担任等は、負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告を行う。 |
| (6) 事後の対応と措置 | ①管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
②他の教職員は、他の生徒が平静に授業が受けられるように事後指導を行う。
③負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者に対して、カウンセラー等の専門家と連携を図り心のケアを行う。
④情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関への対応は、管理職が行い窓口を一本化する。 |

＜重要＞未然防止に向けて

- ①教諭は、経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確認しておく。
- ②準備の際に、観察や実験に使用する器具類の点検を行う。
- ③実施する実験での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方について生徒に指導しておく。

【体育の水泳の事故】

課題 ⑩傷病者の意識の有無、顔色、呼吸等を速やかに観察・把握し、心肺蘇生法を実施するとともに、救急車の要請と他の教職員への連絡を迅速に行う。
⑪他の生徒の精神的な動揺や不安を除き、落ち着かせる。

〈事故発生〉・・・傷病者をすばやくプールサイドに引き上げ、安静にする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 傷病者の容体の把握 | <ul style="list-style-type: none">①意識はあるか、呼吸はあるか、血液循環はあるか、頭部打撲等、全身の状態を確認する。②心肺蘇生法を実施するとともに救急車を要請し、他の教職員にも連絡する。③心肺蘇生法は、自発呼吸や血液循環の回復が見られない場合は、救急車や医師が現場に到着するまで続ける。④救急車には、教職員が同乗し、病院で医師からの傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長（管理職）に報告する。⑤担任（学年団）は、保護者に連絡を行い、事故による本人の状態や搬送先等を伝える。⑥保護者が到着しても、校長の指示があるまでは生徒に付き添う。 |
| (2) 生徒への対応 | <ul style="list-style-type: none">①他の生徒への不安を取り除き、経過について説明し、混乱を招くことがないように配慮する。②水泳の授業を中止し、教室では待機のため誘導する。③カウンセラー等の専門家と連携を図り心のケアを行う。 |
| (3) 事後の対応と措置 | <ul style="list-style-type: none">①管理職は、教育委員会に状況報告を行う。②管理職と担任、授業担当教諭は、速やかに病院に見舞いに駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。③管理職は、情報を整理して事故発生の状況、発生直後の対応等事故の経過について記録し、教育委員会及び独立行政法人日本スポーツ振興センターへの報告を作成するとともに今後の再発防止に取り組む。④情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関への対応は、管理職が行い窓口を一本化する。 |

〈重要〉未然防止に向けて

- ①生徒の既往症等の有無をあらかじめ把握し、日常の健康観察を十分に行い、健康状態に留意して指導を行う。
- ②生徒の実態、個々の能力等に応じた学習指導に努める。
- ③プール施設の使用にあたって、排水口のネジやボルト等の固定、浄水装置等の付属設備等の定期点検や始業時及び臨時の点検を日頃から行い、安全管理に万全を期す。
- ④監視の責任者は、あくまで教諭などの指導者であるが、見学生徒に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行うなど、安全管理のための監視体制の強化に努める。
- ⑤水温、気温などの気象条件や時間帯を十分考慮する。

【運動部活動中の事故】

課題 ①意識の有無、顔色、呼吸等をすばやく観察し、負傷者の状態を迅速に把握して応急手当を実施する。
②顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図り、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

〈事故発生〉・・・傷病者を安全な場所に移動させ、安静にする。

- (1) 負傷者の容体の把握
- ①大出血はないか、意識はあるか、呼吸はあるか、血液循環はあるか等全身の状態を確認し、可能な応急処置をしながら、支援を求める。(管理職へ報告する)
 - ②救急車を要請し、周囲にいた部員から事故の状況について聞き取っておく。
 - ③救急車には、教職員が同乗し、病院で医師からの傷病の状況、診断、治療等を聞き管理職に報告する。
 - ④保護者に連絡を行い、事故による本人の状態や搬送先等を伝える。
 - ⑤保護者が到着しても、校長（管理職）の指示があるまでは生徒に付き添う。
- (2) 練習継続中止の判断
- ①他の部員の不安を取り除き、経過について説明して混乱を招かないように配慮する。
 - ②事故の状況によっては、練習を中止する。
- (3) 事後の対応と措置
- ①管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
 - ②管理職と担任、部活担当教諭は、速やかに病院に見舞いに駆けつけ、保護者に状況を詳しく説明する。
 - ③管理職は、情報を整理して事故発生時の状況、発生直後の対応等事故の経過について記録し、教育委員会及び独立行政法人日本スポーツ振興センターへの報告書を作成するとともに今後の再発防止に取り組む。
 - ④情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関への対応は、管理職が行い窓口を一本化する。

〈重要〉未然防止に向けて

- ①自己の体調管理（練習前の体調の自己チェック）を行わせる。
- ②部活動は原則として、指導者がついて活動することとするが、やむを得ず指導者が活動に遅れる場合や途中で活動の場を離れる場合、他の部の指導者に依頼し、安全に自主的に活動できる練習内容を指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。
- ③突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。
(起こりえる怪我、事故を想定し予備知識をもっておく、また研修も必要である)

3. 交通事故

課題 ◎登下校中の事故においては、学校側の迅速な対応が求められる。
◎事故に遭った生徒はもちろん、事故を目撃した生徒も動揺は大きい。
心を落ち着かせるための対応（心のケア）が求められる。

〈事故発生〉

- | | |
|------------------|---|
| (1) 救助の要請 | ①事故発生の連絡を受けた教職員は、直ちに救急車の手配の「有・無」を確認する。
②警察についても、事故通報が行われているか確認を行う。 |
| (2) 情報収集 | ①管理職は、携帯電話等を持って現場に向かうように指示をする。
②学校においては、事故対応用に電話1回線確保する。 |
| (3) 応急処置 | 【救急車が到着していない場合】

①現場に到着した教職員は、手分けして応急処置や現場にいる他の生徒の安全確保を行う。
②負傷者が多数で混乱している場合は、付近の住民に応援を要請する。

【救急車が到着していた場合】

①教職員は、救急車に同乗する。
②救急車が既に出た後であれば、消防署に連絡を取り搬送先の医療機関を確認する。 |
| (4) 状況把握及び学校への連絡 | ①被害に遭った生徒の氏名、負傷状況、搬送先の医療機関を確認し、学校に報告する。
②現場に残った教職員は、警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。 |
| (5) 保護者への連絡 | ①学校で待機している教職員は、現場の報告に基づいて、保護者に事故の発生、負傷状況、搬送先の医療機関名を正確に伝える。 |
| (6) 事故の措置と対応 | ①管理職は、事故の概要について、教育委員会に第一報を入れるとともに詳細が分かり次第、事故後の交通安全指導も含めて報告する。
②管理職と担任は、速やかに被害にあった生徒を見舞い、保護者に事故の状況を説明する。
③事故を目撃した生徒には、動揺を緩和するためのカウンセリング等、心のケアを行う。
④全校集会を開き、事故の概要を説明し、生命の大切さを説くとともに、交通安全について再度指導を徹底する。 |

〈重要〉未然防止に向けて

- ①自転車安全点検及び交通ルールを守る等の交通安全教室を実施する。
- ②あいさつ運動等を活用し、日頃から交通ルールの徹底を図る。

☆自転車に乗っていて「被害者」になった時

〈事故後の対処方法〉

1. 小さい事故であっても、必ず「警察官」に来てもらい調書を書いてもらう。
※後日、なるべく早く「交通事故証明書」を「自動車安全運転センター」に依頼して発行してもらうこと。（保険会社から保険金を請求する場合などは、「交通事故証明書」が必要になります）
2. 軽いケガの場合でも、必ず医師の判断を受ける。
3. 相手（加害者）を十分に確認する。
※相手の「名前・住所・連絡先・勤務先・車の登録ナンバー等」をメモしておく。
※相手の「運転免許証・自動車検査証・保険等」の証明書を見せてもらい、免許証番号や保険番号等をメモしておく。
4. 保険に加入している場合には、事故の状況をただちに「保険会社」又は「取り扱い代理店」に連絡する。
※この手続きをしないと、保険金が支払われません。その後の手続きは保険会社担当者と相談する。

☆自転車に乗っていて「加害者」になった時

〈事故後の対処方法〉

1. まずは、「負傷者の対応（救急車）」と「安全確保」
※負傷者がいる場合は、何よりも先に救護し、119番に通報する。
2. 小さな事故であっても、必ず「警察官」にきてもらい調書を書いて届出をしてもらう。
※後日なるべく早く「交通事故証明書」を「自動車安全運転センター」に依頼して発行してもらうこと。（保険会社から保険金を請求する場合などは、「交通事故証明書」が必要になります）
3. 相手（被害者）を十分に確認する。
※被害者の「名前・住所・連絡先・勤務先等」をメモし、また自分の名前や連絡先などを伝える。
4. 保険に加入している場合には、事故の状況をただちに「保険会社」又は「取り扱い代理店」に連絡する。
※この手続きをしないと、保険金が支払われません。その後の手続きは保険会社担当者と相談する。
5. 被害者の方へのお見舞い・お詫びなど、できる限り被害者に対して誠意を尽くすことが円満な解決のために何よりも大切になります。

IV 自然災害

【地震災害の発生】

強い揺れの場合は必ず津波が来る。

高知県では、今後30年以内に70%を越える確率でマグニチュード9クラスの地震が発生すると言われている。又、津波の影響が小さな場所でも2mちかく、場所によっては12mを越す巨大津波が襲い、甚大な建物及び人的被害が心配される。

地震発生には、台風等の自然災害に比べ、予知・予測、未然防止が困難である。

平成23年度から【緊急地震速報】がラジオから音声で緊急対応するようになり、現在はエリアメールや緊急速報メールで一斉通知は発信されている。

しかし、P波（初動波）を感知してからの地震速報であるため、S波の到着する数秒しか時間の余裕がなく、自分の命を守る最小限のことしかできないのではないかと予想される。

この様な中で、命を守り、生き抜く最大限の努力をしなければならない。

〈対応として〉

- (1) 「緊急地震速報」による対応

〈職員室の緊急地震速報機は常時電源を入れておく〉



- (2) 「緊急地震速報発表」

〈職員室で気づいた教職員が放送を入れる〉＝「地震がきます。机の下にもぐりなさい」



- (3) 速報無しに大きな揺れを感じた時 → → → 『地震発生－出口確保－机の下に避難』

〈教科担任・部活動顧問が対応する。

「各教室」「体育館」

及び「グラウンド」で生徒に指示する〉



- (4) **【地震発生】** 120秒前後の激しく、長い揺れに耐える（縦・横・ひねり）＝机の下にもぐる。または、教科書等、何かで必ず頭を保護する。（落下物から身を守る。）

↓ 〈みんなで声を掛け合い励まし合う〉



- (5) 揺れがおさまる

〈避難開始（校舎内は急がない・慌てない・しゃべらない）落ち着いて行動する〉

↓ ※教科担任・部活動顧問が指示をし、てんでばらばらに指定避難場所（西山）へ

↓ 速やかに避難させる。

↓ 教科担任・部活動顧問は取り残された生徒がいらないか確認後、速やかに避難する。



↓ ※救出係は速やかに校内（トイレ・体育館・特別教室）を見回り、生徒が取り残されていないか確認後、速やかに救出避難をする。



- (6) 避難場所（高架下）に集合（津波に対応）

〈点呼、ケガの状態等及び人数確認をする〉

※「もう安全であると安心させ、心を落ち着かせる」

※応急処置に関しては、応急処置持ち出し袋を準備し、緊急の場合に備える。

※余震には十分に注意をする。

いつ襲ってくるかもわからない南海地震に備えましょう。

南海地震の対策

【１４～３５ページまで南海地震対応】

I 地震から身を守る

【身を守る行動は？】

揺れを感じたら、まず、揺れによる落下物から頭を守る。

《家や建物の中にいたら》

- ・丈夫なテーブルや机の下などにもぐる。
- ・エレベーターに乗らない。（乗っていればすべての階のボタンを押す。）

《外にいたら》

- ・落下物に注意し、頭をカバーし、安全な場所に逃げる。建物には近づかない。

II 津波から身を守る

【津波の特徴は？】

海の水深が深いほど津波の速さは速く、太平洋を伝わるときの速さは時速約 700 km とジェット機並みになります。深さ 10 m 程度の海岸付近でも津波は時速約 36 km でオリンピックの陸上 100 m 金メダリスト並みの速さで進んでくるため、海岸において肉眼で津波を確認してからでは、避難は間に合わない。

また、膝上の高さ程度の津波でも、立っていられず、引き波で沖へ流される恐れも。

さらに、陸の近くでは急に波が高くなります。また海岸部や湾の地形によって、数倍の高さになることもある。

津波は繰り返し襲ってくるため、注意報、警報が解除されるまで、安全な場所にとどまり、海岸や河川（津波は川や水路をさかのぼるため）に近づかないことが大切である。

【津波は最初の揺れからどのくらいでくる？】

避難が困難になる 50 cm 以上の高さの津波到達時間は、室戸市が最も早く約 3 分後、その他の沿岸部でも十数分後には到達することが想定されており、警報を待たずに逃げる行動をとることが重要である。

早く安全に避難するためには、あらかじめ津波到達時間を調べ、避難場所の位置や避難路の安全性、避難場所までの移動経路や時間を確認しておくことが大切である。

【学校所在地の最大津波浸水深と 30 cm の津波到達時間は？】

学校所在地の最大津波浸水深は 5 m ～ 10 m

30 cm の津波到達時間は 30 分～ 40 分

III 組織・体制

（１）学校災害対策本部

指揮命令者となる校長を学校災害対策本部の本部長として不在の場合

- 1、校長
- 2、教頭
- 3、防災担当
- 4、生徒指導
- 5、教務主任

〈組織体制〉

名称	担当	主な対応
総括本部	校長 教頭 等	・被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡
生徒対応班	授業担当教員 学級担任 等	・生徒の安全を確保し、避難時の安全性の確認 ・生徒の負傷の有無、軽度な負傷者については協力をして避難をさせる ・二次災害の防止活動

避難誘導班	授業外教員 等	・ 分担して各教室、トイレ、体育館の残留生徒を確認後、避難させる ・ 救出班に負傷の生徒の有無を伝える
安否確認班	学級担任 副担任 等	・ 学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を本部に報告 ・ 被害生徒等の保護者への連絡
救出班	男性教員 等	・ 避難誘導班と協働し各教室、トイレ、体育館の残留生徒の確認及び負傷者の救出 ・ 負傷者の状況を確認・救出（助けられるだけ、助ける）、その後避難する
救護対策班	養護教諭 女性教員 等	・ 負傷者への応急手当 ・ 負傷の状況を本部へ連絡 ・ 医療機関への連絡等

※学校が避難所になることも想定し、開放禁止区域（校長室・職員室・保健室等の管理運営上必要な場所で、開放しない区域）を決め、教職員で共通理解をしておくことが必要。

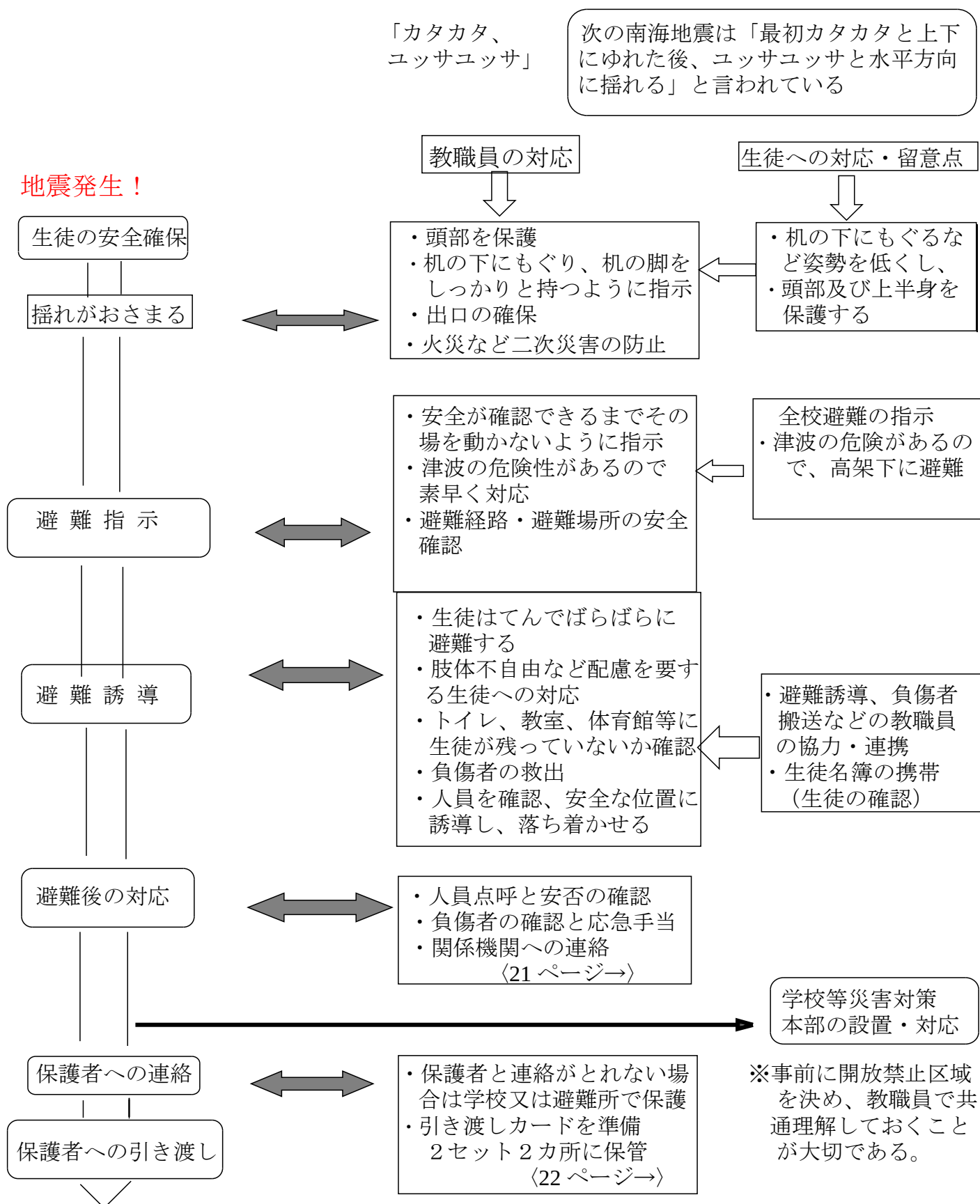
（２）休日・夜間の震災時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
第１配備 警戒体制	津波警報が発表	津波・浸水が想定されるので、管理職を含め、校長が指定する教職員（１～２名）を配備
第２配備 嚴重警戒体制 必要に応じ	震度４の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員（３～４名）を配備
	津波警報が発表	津波・浸水が想定されるので、管理職を含め、校長が指定する教職員（３～４名）を配備
第３配備 学校等災害対策本部設置	震度５弱の地震が発生	管理職を含め、校長が指定する教職員の（５割以上）を配備
	震度５強の地震が発生	原則として教職員の全員を配備 ※勤務校（先）への参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ
	大津波警報が発表	同上

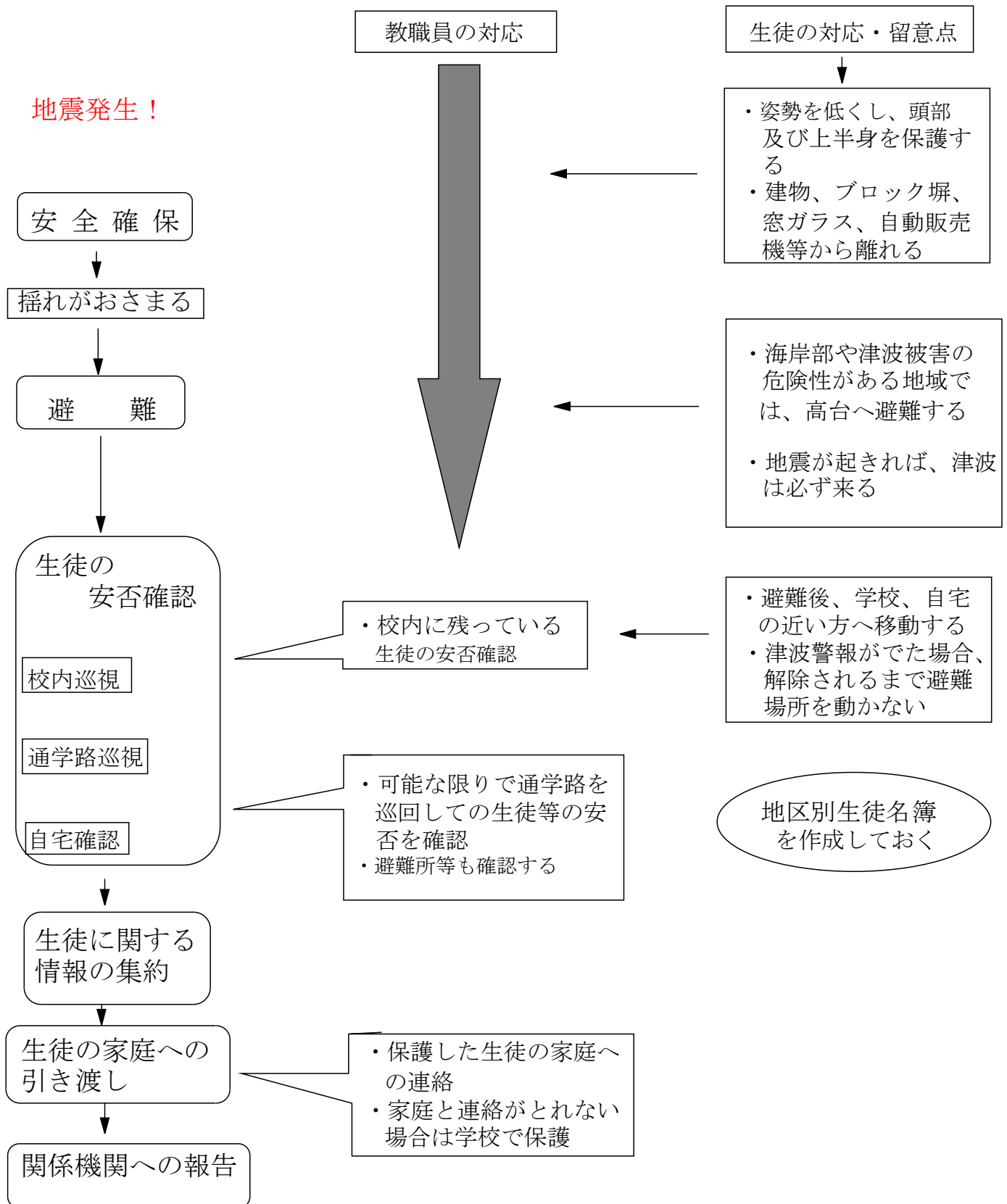
※教職員の連絡網の整備が必要

IV地震発生時の対応

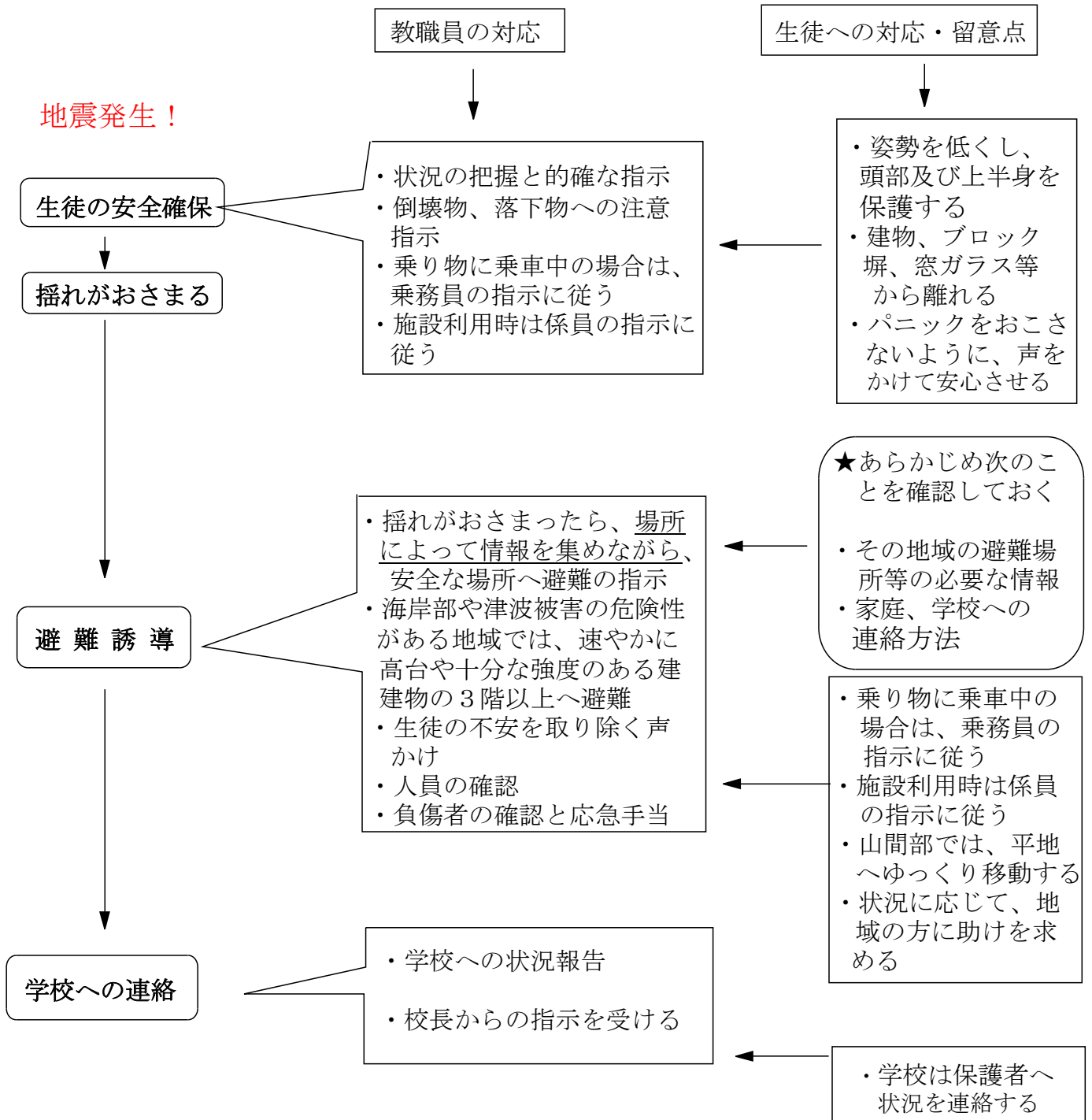
1 生徒が在校中の対応



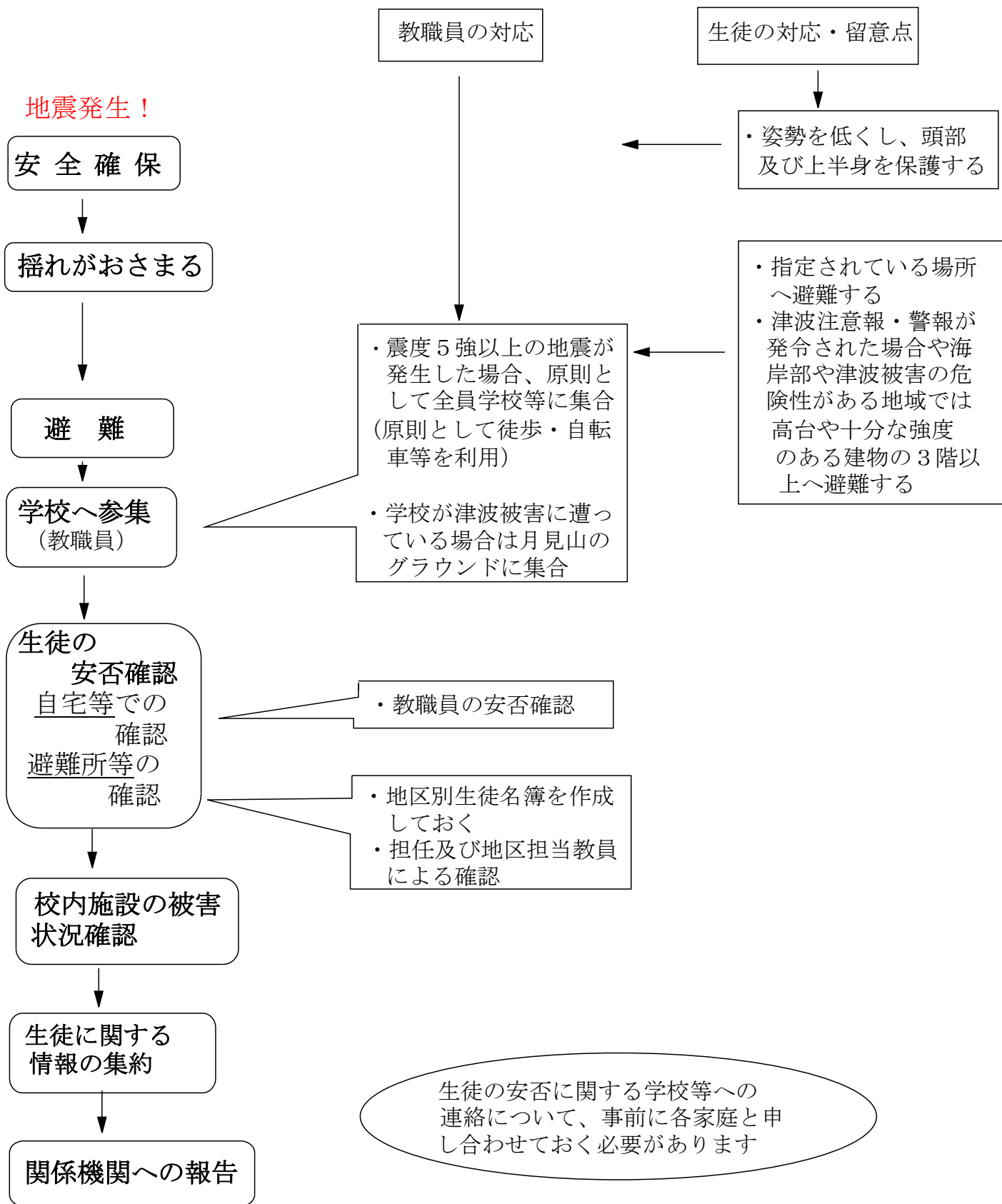
2 生徒が登下校中の対応



3 校外での活動時の対応



4 生徒が在宅中の対応



V 地震発生時における場所別の指示と生徒の行動

場 所		教職員の指示	生徒の行動
普通教室		「机の下にもぐりなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」	・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する
特 別 教 室	理科室	「机の下にもぐりなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 「棚から離れなさい」	・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調理室	「火から離れなさい」 ※火・湯・薬品等の危険な物のそばから離れる	・食器等が入ってる棚から離れる
	音楽室	「ピアノから離れなさい」	・ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる
	P C 室	「机の下にもぐる」	・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する
	美術室 図書室 等	「机の下にもぐりなさい」 「本棚から離れる」 ※教室の状況に応じて具体的に指示をする	・本棚から離れる
体育館		「体育器具や窓ガラスから離れてグラウンドに避難しなさい」	・天井や窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全なグラウンドに集まる
運動場		「校舎、フェンスなどから離れて、姿勢を低くしなさい」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する ・中央に集まり、姿勢を低くする
プール		「プールから上がり、金網を掴みなさい」 「プールの端に移動し、ふちを掴みなさい」	・プールから上がり、金網を掴む ・プールの端に移動し、プールのふちをつかむ ・揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する
廊下・階段		「教室に入りなさい」 「しゃがんで、頭を守りなさい」	・「壁、窓から離れて、蛍光灯やガラス等落下物から身を守る」 ・近くの教室に入り、机の下にもぐる

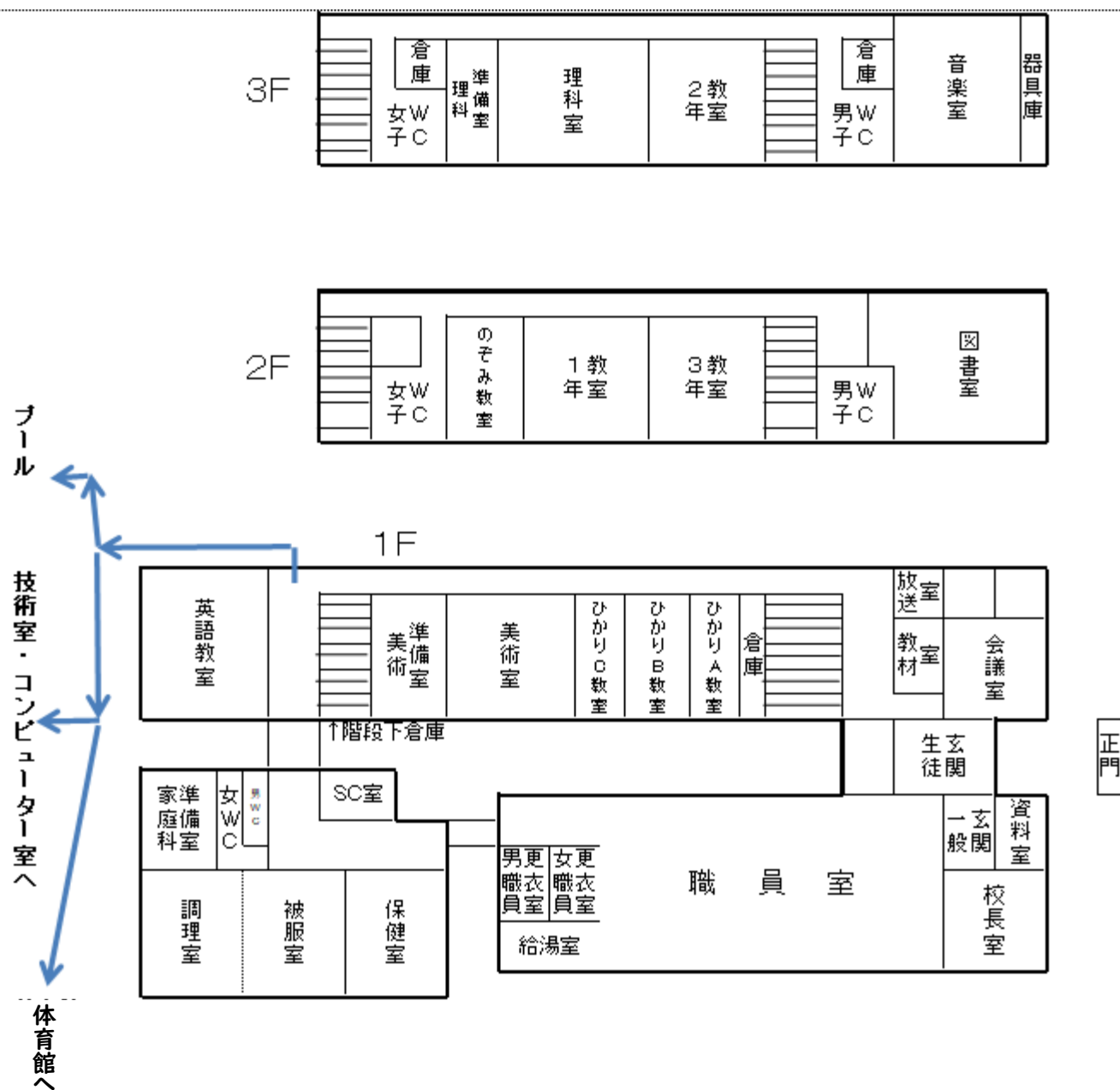
教職員の対応における留意事項

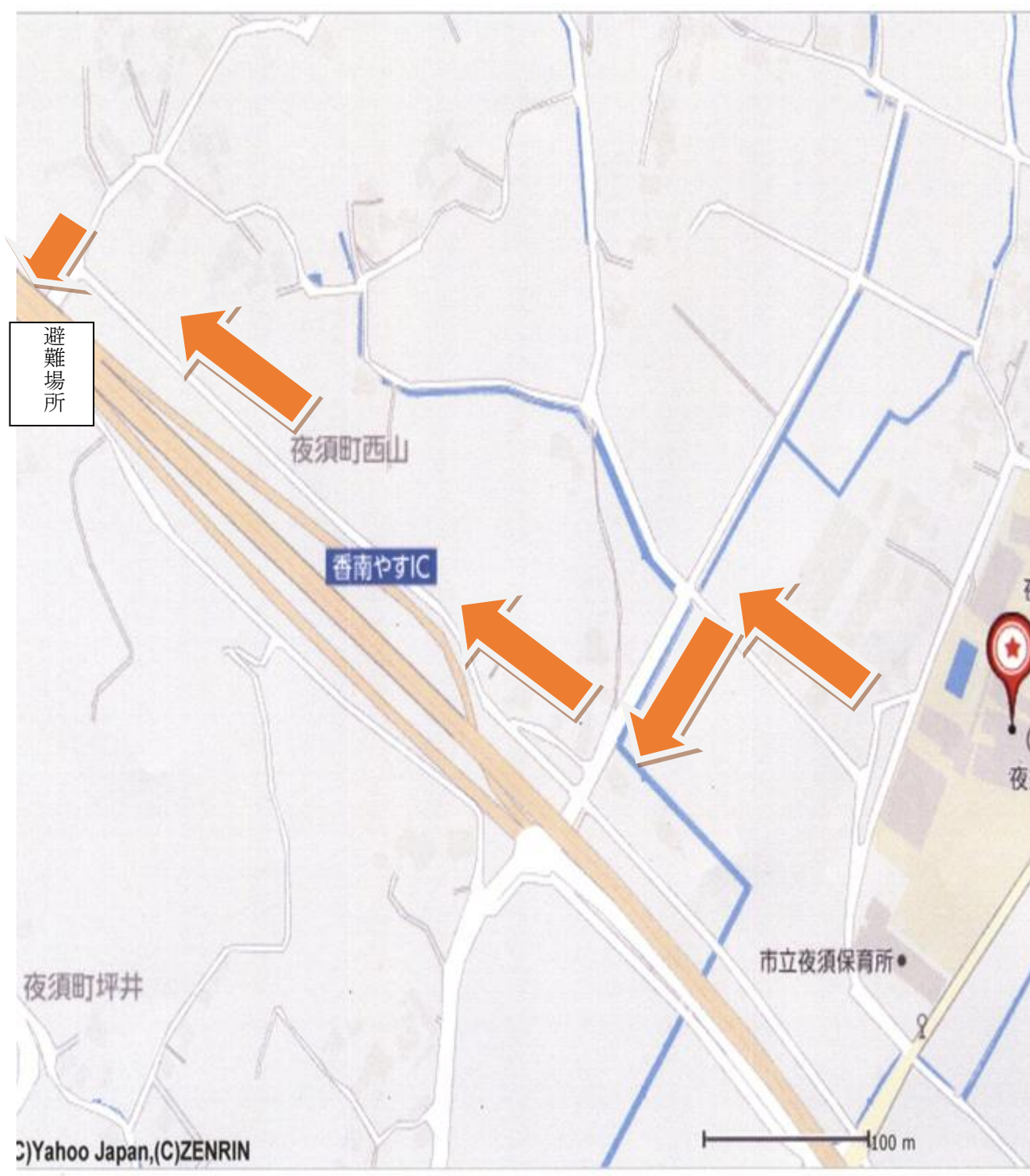
- ・的確な指示（避難指示を含む）
- ・周囲の安全確認
- ・肢体不自由など配慮の要する生徒への対応
- ・生徒の人員確認
- ・生徒に声かけ等での不安の除去
- ・余震・二次災害への対応

教職員と生徒が離れている場合の対応

- （始業前、休み時間、放課後、部活動等）
- ・分散して、校舎内を巡回し、生徒に避難誘導をする
 - ・負傷者がいる場合は、応急手当をする
 - ・救出班は負傷している生徒の救出を行う
 - ・救出班は状況判断を行い、避難する

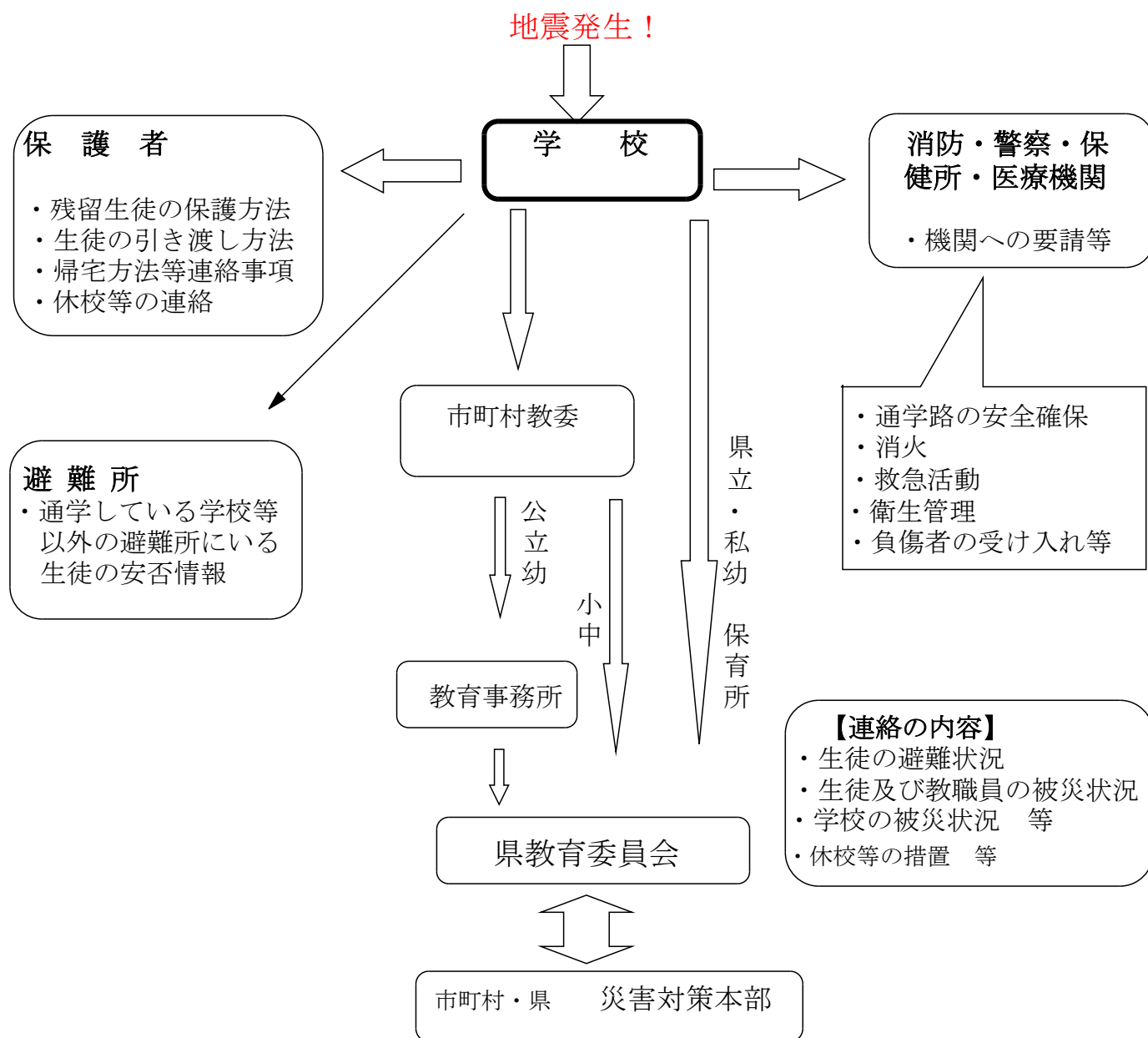
校舎配置図・避難経路





避難場所	所要時間	距離
第1次避難場所（高架下）	5分	421.7m
第2次避難場所（夜須運動広場）	7分	513.2m

VI 連絡体制



生徒の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関に連絡（電話等がつながらない状況を想定をし、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要があります）

【防災関係機関連絡先一覧】

高知県教育委員会市町村関係機関

連絡先	電話番号	FAX 番号	備考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
幼保支援課	088-821-4882	088-821-4774	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
特別支援教育課	088-821-4741	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
スポーツ健康教育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育課	088-821-4765	088-821-4559	
東部教育事務所	0887-34-3591	0887-34-3592	
中部教育事務所	088-893-6166	088-893-6167	
西武教育事務所	0880-35-5981	0880-34-3921	

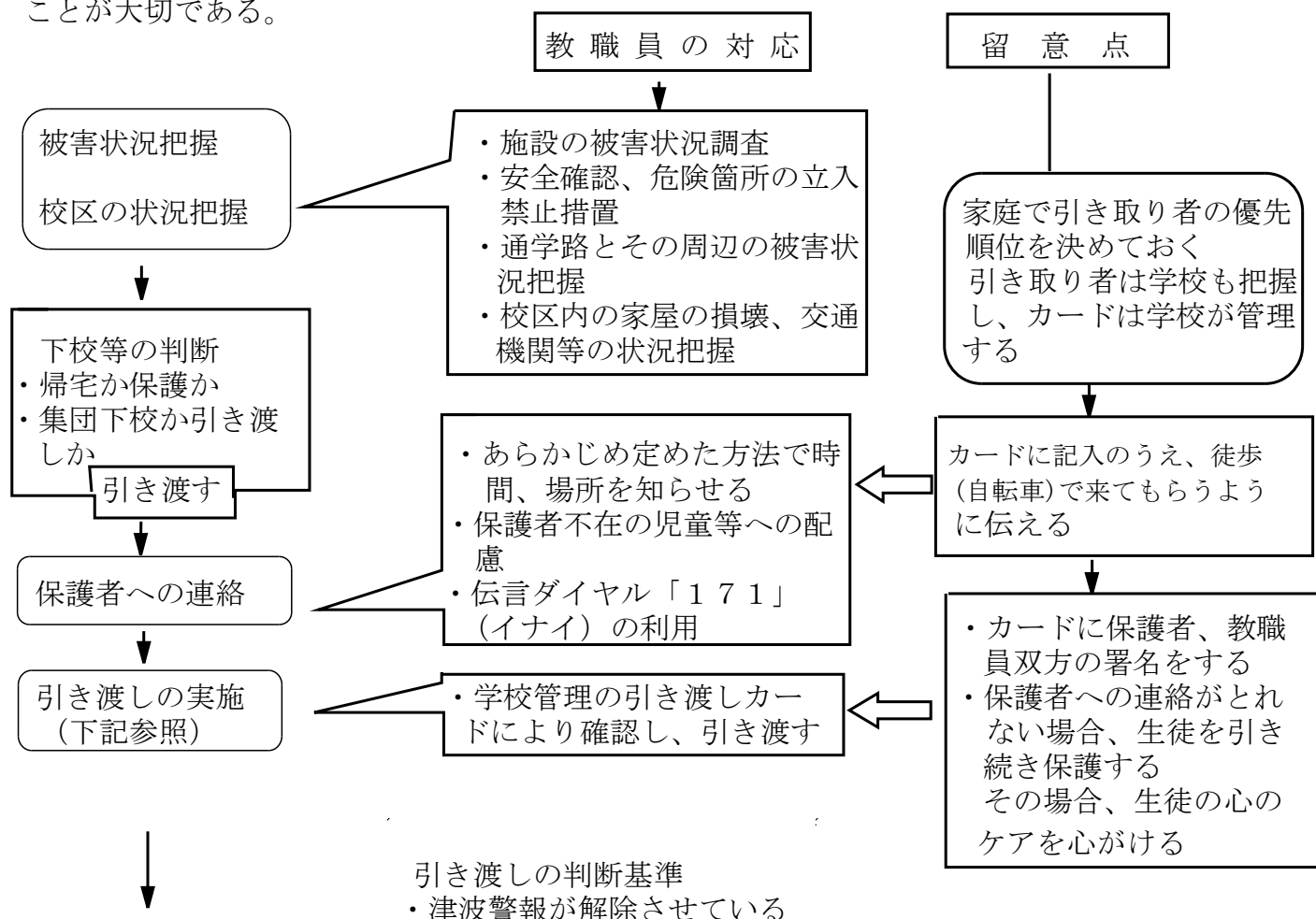
連絡先	電話番号	FAX 番号	備考
教育委員会	0887-57-7521	0887-55-1045	
生涯学習課	0887-57-7523	0887-55-1045	
学校教育課	0887-57-7521	0887-55-1045	
こども課	0887-57-7522	0887-55-1045	
首長部局	0887-56-0511	0887-57-8500	
防災対策課	0887-57-8501		
支所	0887-55-3141	0887-55-1045	
公民館	0887-54-2121	0887-57-7529	
保健センター	0887-57-7516		

連絡先	電話番号	FAX 番号	
消防署	0887-55-4141		
警察署	0887-55-0110		
中央東福祉保健所	0887-53-3171		
病院	0887-57-		
病院			
病院			

* 電話がつながりにくい状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要があります。

VII 生徒の保護者への引き渡し

緊急時に生徒の引き渡しを円滑に行うため、引き渡しの方法を、保護者・教職員に周知することが大切である。



引き渡し方法（例）

- (1) 生徒は、最終避難場所に学年ごとに集合する。保護者は指定の場所で待機する。
- (2) ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
 - ・学級担任に名前を告げて、引き渡しカード又は引き渡し一覧表で確認を受ける。
 - ・兄弟姉妹がいる場合は、低学年の生徒等から引き取る。
 - ・負傷した生徒については、養護教諭（本部）に直接確認し、学級担任に報告して引き取りをする。
 - ・生徒が不明な場合は、本部にて指示を受ける。

引き渡しカード（例） ※2セット以上を別々の保管場所に置いておく

学年		組		氏名		血液型	
住所						地区名	
保護者名				生徒との関係		電話	()
兄弟姉妹	年	組	氏名	年	組	氏名	
緊急時の連絡先							電話 ()
引き取り者	1	2	3	生徒との関係	1	2	3
引き渡し日時	月	日	時	分	教職員名		
避難場所					特記事項		

VIII 生徒の心のケアについて ①

大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、生徒によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがある。

このため、生徒の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる。

地震発生！

肉親を失う・家屋に被害等

強いストレス
(心の傷)

教職員の対応

・災害用チェックリスト・引き渡しカードで保護者と連携し、生徒の心身の健康状態を把握する

P T S Dの疑い
(心的外傷後ストレス障害)

- ・災害の光景の夢を何回も見る
- ・恐ろしい体験に関係した事柄をさけようとする
- ・興味・意欲の減退、物忘れ、集中力の欠如等がおこる
- ・孤立傾向が強まり、神経質になる
- ・頭痛、腹痛、食欲不振等の生理的反応が生じる
- ・よく眠れない

・校長が必要と認める場合は、生徒の心をケアする以下の体制を立ち上げる。

心のケア委員会

構成員

校長・教頭・学年主任・学級担任・養護教諭

(必要に応じて以下の参加も要請する)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

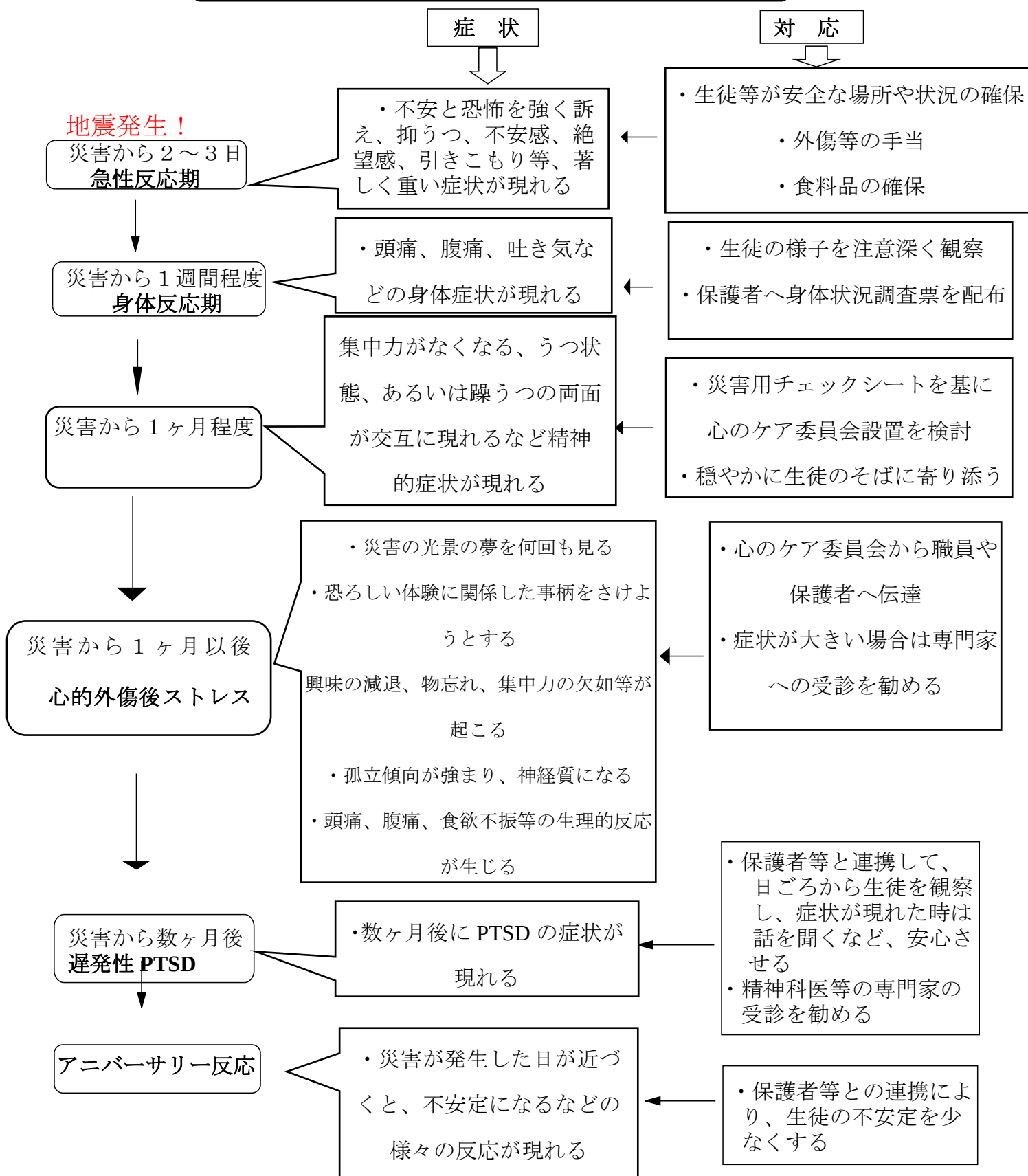
協議・検討事項

- ・当該生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有
- ・対応方針・ケア・指導の方法の協議
- ・教職員間の役割分担（保護者連絡・ケアの担当者など）

症状軽減・回復傾向へ

生徒の心のケアについて ②

災害後、生徒等に現れる可能性のある症状とその対応



事故・災害等発生後の身体状況等調査票

保護者またはご家族が記入し、学級担任まで提出してください。

記入日 令和 年 月 日

学年		組		生徒名		
記入者（○印）		父・母・祖父・祖母・その他（続柄 ）				
生徒の様子 （1～5を選択し、○印）		1 ない	2 あまりない	3 変化なし	4 少しある	5 ある
生徒の訴え	食欲がない					
	眠れない					
	眠気が強い					
	体の痛み（頭・身体など）					
	吐き気がする					
	下痢をしている					
	皮膚がかゆい					
	家に帰りたくない					
	学校に行きたくない					
	怖いことや心配事がある					
観察される状態	落ち着きがない					
	ぼんやりすることが多い					
	イライラしている					
	元気がなく、意欲もない					
	ハイテンションである					
	あまり話さなくなった					
	物音に敏感になった					
	人が違ったように見えることがある					
	こだわりが強くなった					
急激な体重の減少や増加						
その他	ご家庭の状況 （家族や親戚、自宅の被害状況、 など差し支えない範囲で記述）					
	いつもの様子と違う （あれば記述）					

教職員の心のケア

(1)管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間(必要に応じてスクールカウンセラー等を交える)で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

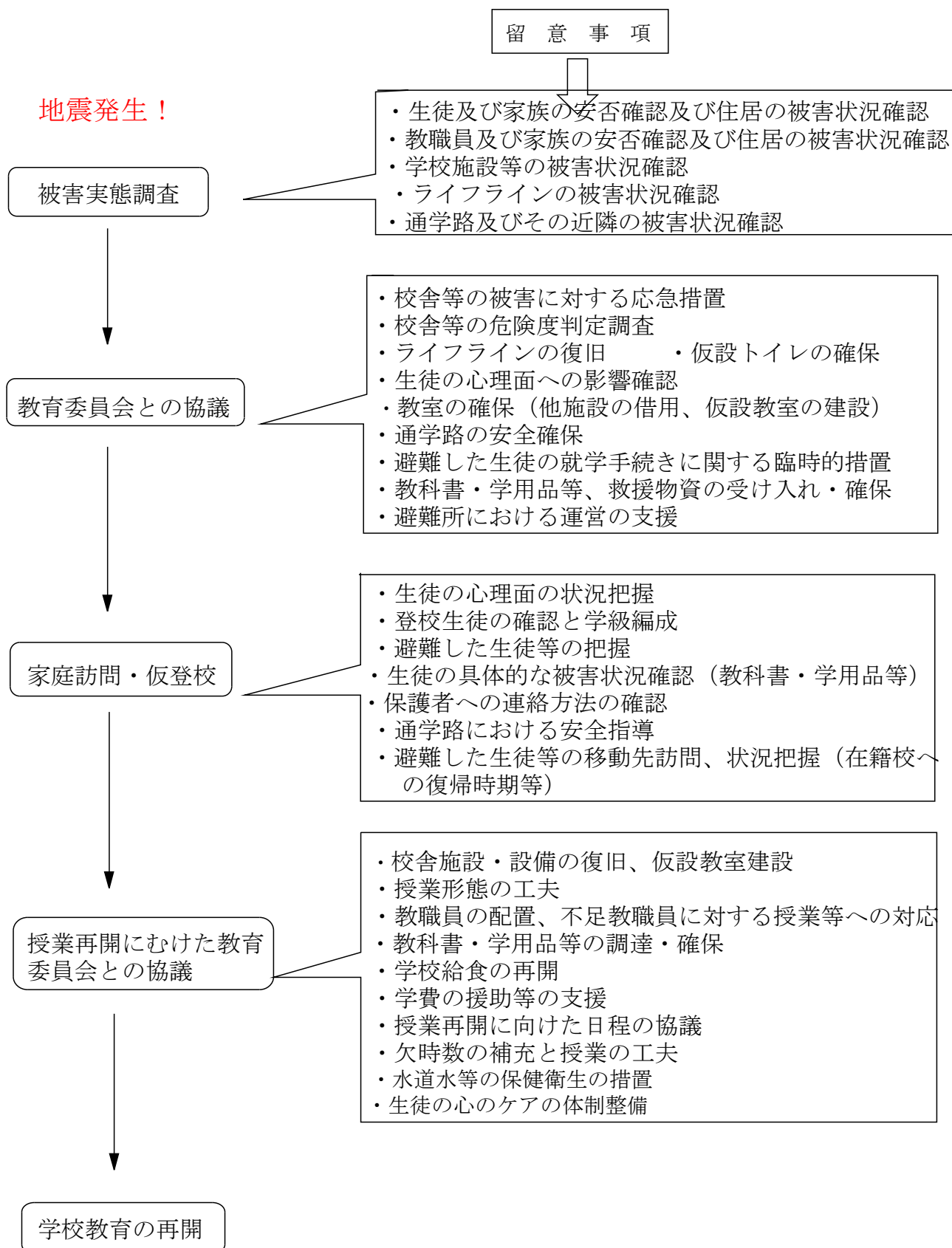
(2)教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクセーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

IX 学校再開に向けた対応



教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、香南市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。
臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- * 震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- * 事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- * その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- * 一斉配信メール「すぐーる」
- * 本校ウェブサイトへの掲載
- * 学校入口（校門）への掲示
- * 避難所への掲示
- * P T A役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- * 香南市からの広報（香南市教育委員会を通じて要請）

②臨時登校の実施

校長は、臨時休業が1週間以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、香南市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- * 登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- * 児童の心理面の状況把握・安定確保
- * 児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- * 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保
(校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討)
- * ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- * 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ＊児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 ＊教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ＊学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ＊後日の報告等に備え、<u>被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記</u> ＊危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ＊学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ＊ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 （使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ＊危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 ＊香南市教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ＊学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 ＊スクールバスの運行可能性（香南市教育委員会を通じ、委託事業者を確認）

（３）応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（２）の調査結果を基に、香南市教育委員会と協議・連携して、以下の①④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、２部授業、複式授業など）

○臨時学級編成

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

○給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- * 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- * 動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- * 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、香南市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記（１）②に示した多様な手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

（４）被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに香南市教育委員会へ報告する。

（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、香南市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。

○転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

【台風・豪雨・雷の発生】

高知県は、「台風・風水害」の被害が多い県です。

台風接近・豪雨・雷等（注意報・警報発表）による学校休校・自宅待機及び、週休日並びに授業日の部活動等への対応について

○気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって、災害の起こるおそれのあるときには【注意報】、重大な災害が起こるおそれのあるときには【警報】を発表する。

特に、我々が考えなければならない注意報・警報については、
＝【警 報】大雨・洪水・暴風・津波・雷警報【注意報】大雨・強風・波浪・洪水・雷注意報

（１）授業日の場合〈休校・早下校〉

登校時間並びに午前中の早い時間帯に、台風接近等にもともない大雨・洪水・暴風の「警報」が発表され、公共交通機関が運休、運行見合わせ等の場合や予想される状況を考え、地教委との協議の上学校を強行及び自宅待機等により、生徒の安全を確保する。

また、登校後、台風が接近し暴風圏内に入る等の場合（予報）には、地教委と協議のうえできる限り判断を早くし、通学路の安全を確認し早帰宅（早下校）させる。

（２）屋外での部活動について

雷注意報が発表され、音「ゴロゴロ」が聞こえたら、練習及び試合を中止し安全な場所に避難させる。

再開するには、最後の音「ゴロゴロ」があり、20分以上聞こえなくなってから始める。ただし、雷警報が発表されれば、音に関係なく中止する。指導者は、いつも天候を確認し、安全確保・安全管理に心がける。

（３）屋内での部活動について

特に登下校時が心配になる。屋内で練習や試合ができて下校時のことを考えた練習時間、内容にする。

指導者は、いつも天候を確認し、安全確保・安全管理に心がける。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※（週休日も含む）部活動について、上の（１）～（３）に照らした活動をする。
なお、下記の要領で部活動中止等の判断をする。

〈台風の接近・進路状況や注意報・警報等により判断〉校長・教頭・部活顧問

↓

【中 止】の場合、生徒へ連絡（部活顧問）

※【中止】の判断は、早い方がよい。部活顧問が判断をして早い段階で【中止】にすることが望ましい。

【火災の発生】

課題◎生徒及び教職員の安全確保を最優先とする

◎速やかに消防署に通報するとともに、状況に応じて初期消火活動にあたる。

◎負傷者の応急処置や避難誘導等の迅速な対応が求められる。

- (1) 状況把握・安全確保ー①非常ベルが鳴った場合、火災発生場所を確認し、速やかに消防署に連絡する。
②可能であれば、初期消火活動を行う。
③生徒の動揺を抑え、教室の窓閉めを指示する。
④ガスの元栓を閉め、コンセントを抜く。
⑤防火扉を閉め、避難路を確保する。
- (2) 避難指示・誘導ー①生徒を落ち着かせ、速やかにグラウンドまで誘導する。(安全確保)
②身を低くしハンカチを口に当てる。
③配慮を要する生徒の避難のサポートをする。
④途中負傷者が発生した場合や逃げ遅れた者がいた場合は、避難誘導班と連携して救護する。
⑤学級担任(学年団)は、人数・ケガの有無等を確認後、校長(管理職)に報告する。
- (3) グラウンドでのー①速やかに人数やケガ、負傷者等の状況を確認する。
対応
②生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請すると共に、養護教諭、救護班等による応急処置を行う。
③生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。
④避難後の対応(下校指示)を行う。
- (4) 事後の対応と処置ー①管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。
②事情聴取は、管理職及び目撃者(教職員)が対応し、他の教職員は管理職の要請があるまで待機する。
③今後の対応等について保護者に連絡する。
④生徒を下校させる場合は、状況に応じて保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。

V 健康被害

【給食による食中毒】

課題 ◎給食後、嘔吐・発熱・下痢等の症状で具合が悪いという生徒からの訴えがあり、多くの生徒が同じ症状である。学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
◎学校給食による食中毒は、集団的・突発的に発生する機会が多いことから、保健所等の関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
◎日頃の衛生管理の徹底と衛生指導を充実する。

- (1) 早期発見 — ①担任（学年団）、養護教諭は、生徒の状況の変化に注意を払い、異常の早期発見に努める。
- (2) 情報収集 — ①担任（学年団）は、生徒の様子、異常の訴え、早退者や欠席者の状況について把握する。
- (3) 生徒への対応 — ①症状のある生徒については、速やかに医療機関で受診し、結果を学校に連絡するよう保護者に依頼する。
②健康な生徒、症状のある生徒共に、精神的な動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と二次感染予防について指導する。
③入院や欠席している生徒については、担任等が病院や家庭訪問し、見舞いをすると共に、生徒の容体を確認する。
- (4) 関係機関との連携 — ①管理職は、速やかに教育委員会に第一報を入れ、学校医・保健所等に連絡し、当日及び翌日以降の学校運営（臨時休校・学校給食・プール使用）について必要に応じ指示を求める。
②管理職は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって対応できる体制作りに努める。
③管理職は、保健所・教育委員会が行う検査や調査について、全面的に協力し、立入検査が有る場合は、担当責任者を定めて的確に対応する。
- (5) 事後の対応と処置 — ①管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
②PTA役員会、保護者説明会等を設け、状況を説明し、生徒の健康調査・検便等への協力を依頼する。
③緊急の全校集会を開き、生徒に対して発生状況を知らせ、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底の健康管理に関する指導を行う。
④重症となった生徒に対しては、登校後も健康状態に特に注意を払う。
⑤生徒の不安解消に努め、心のケアが必要な生徒にはカウンセリング等を行う。
⑥関係機関が行う食中毒発生の究明に協力し、原因除去、再発防止に努める。
⑦罹患生徒が、このことで「いじめ」に遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。
⑧情報の混乱を避けるため、関係機関や情報機関等への対応は管理職が行い、窓口を一本化する。
- (6) 予防の措置 ①調理実習と学校給食を同日に摂取しない。調理実習の時は給食は止める。
②配膳前に手洗いの徹底。
③エプロン等の衛生管理。

【伝染病の発生】

課題 ◎「結核」と診断された場合は、保健所の指導の下に今後の対応が求められるので、診断後、速やかに保健所へ連絡し、指導と協力を要請して感染拡大防止を最優先することが大切である。また、校長は、医師の指示により、出席停止の措置を講じなければならない。

- (1) 医療機関への受診 － ①「咳」等の症状から風邪と診断される場合である。しかし症状が長期間継続し、咳・息切れ・発熱・体重減少等の症状が続く。というような状況で相談を受けた場合、養護教諭に相談し、医療機関への受診を勧め、保護者に連絡する。
- (2) 関係機関への連絡 － ①生徒が結核と診断された場合、学校は速やかに教育委員会に発生の報告を行うとともに、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。
- (3) 情報収集 － ①結核と診断された生徒の過去の出席状況や欠席理由の把握に努める。
 ②他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか把握する。
- (4) 保健所との連携 － ①学校は保健所が設置する「対策委員会」に加わえるほか、定期外健康診断が実施される場合は、保健所に協力する。
 ②学校は、結核と診断された生徒以外の生徒については、「結核診断問診票」や「健康観察記録」、教職員については、「定期健康診断状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。
- (5) 事後の対応と措置 － ①管理職は、教育委員会に報告を行う。
 ②学校保健法施行令第5条、規則第20条に基づき、病状により学校医、その他の医師に於いて伝染の恐れがないと認めるまで出席停止の指示を行う。
 ③結核と診断された生徒が、このことで「いじめ」の対象にならないよう、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。
 ④情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関等への対応は管理職が行い、窓口を一本化する。

【マスコミ対応マニュアル】

1. どんな時に「マスコミ」が来るのか。
 - (1) 事件・事故発生時 ～ 消防・警察とともに一齐に動く ～
 - (2) 内部告発 ～ 1 メディアからの取材申し込み ～ 広がる ～
2. 緊急時に求められること < 情報開示と説明責任 >
 - (1) 予想できる事件だったか。
 - (2) 前兆を見逃していなかったか。
 - (3) 予防策は立てていたか。
 - (4) 事件発生後、被害拡大の予防策はとったか。

↓

< 危機管理のための体制を構築していたか。 >
3. 緊急時のマスコミの関心事
 - (1) 事実として何が起こったのか。
 - (2) 発生後どのように経過し、現在はどうなっているのか。
 - (3) なぜ起きたのか。
 - (4) 過去に類似事件はあったか。
 - (5) この事態をどう思っているのか。
 - (6) 関係者は誰で、責任者は誰か。
 - (7) 生徒のサインを見逃していなかったか。
 - (8) 生徒の人間関係をどれくらい把握していたか。
 - (9) 知らなければ責任を逃れられると思っているのか。
 - (10) 社会的責任はどう取るつもりなのか。
 - (11) 今後、具体的な対策をどうとるのか。
4. マスコミと現場でおきやすい混乱・トラブル
 - (1) 事実確認ができないうちに、電話取材が殺到する混乱
 - (2) 現場にマスコミが先着し、こちらの対応が遅れる混乱
 - (3) 現場での取材や撮影をめぐっての混乱
 - (4) 求められる資料や情報が整わないための混乱
 - (5) 記者会見の設定をめぐっての混乱
 - (6) 会見場の狭さから生じる混乱
 - (7) 記者会見の打ち切り時間をめぐっての混乱
5. 記者への配付資料
 - (1) ポジションペーパー
○ある事件が起きた場合に、問題の経過や事実関係、対応方針、主張などを客観的に示す文書。
 - ・ 目 的：言葉による誤解を防ぐ。説明責任を果たす。
 - ・ 配布先：マスコミ、PTA、教育委員会、地域関係者等
 - ・ 作成形式：①事実 ②経過 ③原因 ④対策 ⑤結果の5つを記載する。

(注) 経過は、時系列で分かるようにする。
 - (2) 学校教育方針 (3) 学級指導方針 (4) 生徒指導体制の文書
 - (5) 防犯・安全指導関係の文書 (6) 緊急時の指導体制の文書 (7) 学校要覧 等
6. 発表者の手元資料
 - (1) ポジションペーパー
 - (2) 謝罪の言葉を頭の中に
 - (3) 数字関連のデータ 等

7. 緊急記者会見の準備

(1) 会場：会場は自分たちでコントロールできる場所にする。

◎ドアが2つある場所 ◎受付は会場の外 ◎記録用カメラの設置

(2) 報道資料を準備する

(3) 記者会見の流れ

(記者は椅子に座って待機)

①学校関係者の入場

②被害者への追悼、お見舞いと事故の概要

③経過と現状の報告

④原因について

⑤現時点での対策、再発防止に向けての対策

⑥見解(説明責任、謝罪、決意等)

⑦質疑応答(発表時間と同じ時間を配分)

⑧今後の情報提供、マスコミ関係者へのお願い事項

(4) 役割分担

①発表者：(校長、教頭、担任、生徒指導主事 等)

＜説明責任を果たすために＞

Who (誰が)

◎事実の説明(5W1Hをはっきりと)

What (何を)

◎経過と現状(現状説明)

When (いつ)

◎原因(原因究明表明)

Where (どこで)

◎対策(再発防止表明)

Why (なぜ・どんな目的で)

◎結論・見解(謝罪表明、責任表明)

How (どうやって)

How Much (いくらで)

☆自分の言葉で語る

☆記者のペースにはまらず、主導権を握り続ける。

☆メラビンズの法則を忘れない。＜話し手が聞き手に与える印象は何で決まるか＞

◎顔の表情や態度(表情、しぐさ、雰囲気、見た目)＝視覚情報＝55%

◎周辺言語(声の質、抑揚、テンポ、大きさ)＝視覚情報＝38%

◎話の内容＝伝達情報＝7%

☆言い逃れや逃げの姿勢を絶対に見せない。

☆簡潔に結論を先に話し、その後に理由や背景を説明する。

☆記者と議論をしない。

☆謝るべきことは素直に謝る。

②司会者

☆会場を仕切る意識を持つ。

☆記者に媒体名と記者名を名乗らせる。

☆記者の質問の順番を決める。

☆発表者をフォローする。

☆会見時間に制限がある場合には理由をきちんと述べる。

☆継続的に情報提供をして誠意を見せる。

☆終了予告のアナウンスをする。

☆次回の会見時間のアナウンスをする。

学校事故で問われる法的責任

学校事故の法的責任には、＜①民事上の責任、②刑事上の責任、③行政上の責任＞の三つがある。

①民事上の責任＝事故によって生じた損害について被害児童生徒やその保護者に対し賠償する責任。（通常、治療費や慰謝料等が損害賠償の対象となる。）

公立学校の事故に適用されるのは「国家賠償法」である。国家賠償法第一条「国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任じる」と規定してある。つまり、賠償責任が問われるのは、「公権力の行使にあたる公務員」の不法行為についてである。教師の教育活動も「公権力の行使」なのだ。

学校には、「とるべき安全保持義務」がある。

安全保持義務を十分尽くしてもなお事故が起きたときは、不可抗力だから自己の責任は問われない。しかし、とるべき安全保持義務を欠いて事故が起きたときは、過失責任が問われる。

例) サッカーの試合で、生徒が落雷に遭い、両目失明と下半身不随の障害を受ける事故が起きた。

＜最高裁判決＞「引率兼監督に、落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務違反がある。」とし、学校の設置者に損害賠償を命じた。ただし、教師に故意や重大な過失がある場合、設置者はいったん支払った上で、教員に求償をすることがあり得る。

②刑事上の責任＝「業務過失致死傷罪（刑法211条）」＝「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は百万円以下の罰金に処する」

例) 体罰による事故＝「傷害罪（刑法104条）」、「暴行罪（208条）」も適用となる。

③行政上の責任＝公務員法の責任追及である。教師の職務上の義務違反に原因がある場合。

例) 地方公務員法（29条）「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」

職務遂行上の義務違反や職務怠慢があるときは、地方公務員法上の服務義務違反として懲戒処分の対象となる。

不祥事の事例＝「法令遵守」コンプライアンス・・・「危機管理」リスクマネジメント

【服務上の問題】

交通違反、贈収賄、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、秘密漏洩、違法な兼業、政治的行為など

【教育指導上の問題】

指導要領違反、教科書不使用、偏向教材使用、内申書偽造、人権侵害、国歌指導拒否、筆作権侵害、学校事故など

【生徒指導上の問題】

体罰、不当な懲戒、不当な尋問、個人情報漏洩、いじめの不適切対応など

<要注意> もしも交通事故の加害者になってしまったら

誰でも交通事故を起こすと気が動転し、パニック状態になってしまいます。ケガをしている時は、警察や消防署に通報する余裕すらないかもしれません。まずは動ける人がケガ人の救護を最優先することが大事です。

1. 負傷者の救護義務

「救護」とは、救急車の出動要請、止血などの応急処置などです。

この救護義務を果たさないと交通法違反にとどまらず、保護責任遺棄罪になってしまう場合もある。

2. 危険防止の措置

交通事故の現場は、警察官が来るまでそのままにしておくことが原則です。しかし、交通量の多い道路では、危険防止のための非常停止板を設置したり、発煙筒をたく、場合によっては自動車を道路脇に寄せることも必要になってきます。この場合、後になって争わないように、自動車の停止位置を確認しておくことが大事になってきます。

3. 警察への届出

加害者は、道交法によって警察へ交通事故の報告義務があります。

報告内容－①交通事故発生日時 ②場所 ③死傷者の数と負傷の程度
④事故に対して行った措置等を伝える。

<無届けの場合：交通事故証明書がとれないばかりか、保険金の請求も困難になります>

4. 目撃者の証言を求める

目撃者がいたら、後日の証言のために住所・氏名・電話番号などを聞いておく。

5. 相手の身元を確認する

事故の相手の住所・氏名・電話番号・勤務先（会社名・電話番号）を必ず聞いておく。

また、車の持ち主、登録番号、自動車保険の内容や会社名も確認しておく。

6. 健康保険組合に連絡する

7. 病院で診断を受けた診断書を交付してもらう

<加害者の責任>

◎刑事上の責任－被害者が負傷あるいは死亡した場合には、運転者は刑法上「業務過失傷害罪」ないし、「業務上過失致死罪」の責任を問われます。

◎民事上の責任－被害者に対し、その被害を補償しなければならない損害賠償責任が発生します。自賠責保険や任意保険の対象となる部分です。

◎行政上の責任－運転免許証の取り消しや停止の行政処分（違反点数の加算）があります。

◎道義的責任－お詫びに行ったり、お見舞いに行ったり、誠意を尽くすといった人として基本的な問題もあります。

<減刑嘆願書>

刑事処分をできるだけ軽くしてもらうため有効なのが、被害者に書いてもらう嘆願書です。嘆願書の内容は、「被害者は加害者の行為を恨んでいないので、できるだけ寛大な処分をお願いします。」という内容。

<注意すべき、うっかりの一言>

自分が悪いと思ったので、相手方に「全部こちらで負担します」「すみません 保険で支払います」と言った場合に、保険会社が全て負担してくれるか？

結論：「してくれないと思った方がよい」相手方にも過失責任が発生する可能性が少なくともある場合、過失の数字はそのまま賠償金額に跳ね返ってきます。

【公務中における事故防止対策】

学校教育活動中の事故防止に向けて、再度細心の注意をはらい健康で安全な職場づくりを目指しましょう。

1. 【授業中】における事故防止対策

特に、実技、作業、実験等を伴う授業「体育科・技術家庭科・理科」等の事故等においては、

- ①準備運動を行う。
- ②教材や道具の使用方法和安全性等を事前に理解、確認しておく。
- ③施設等の安全管理を徹底する。

<※注>○体育の授業時に、靱帯損傷・半月板損傷・ねんざ・アキレス腱損傷・骨折・打撲等が考えられる。

○技術家庭科の授業時に、指切断・切り傷・やけど等が考えられる。

○理科の授業時に、薬品関係の事故、やけど、切り傷等が考えられる。

2. 【部活動中】における事故防止対策

特に、体育系「野球、バレーボール、卓球、陸上、柔道」の部活動中の事故等においては、

- ①体調（健康）管理を常に心がける。
- ②準備運動を行う。
- ③道具等の点検を行う。
- ④自分の周囲に気を配る。
- ⑤施設（器具）の安全管理を徹底する。

<※注>○熱射病・熱中症等が考えられる。

○靱帯損傷・半月板損傷・ねんざ・アキレス腱損傷・骨折・打撲等が考えられる。

3. 【学校行事】における事故防止対策

特に、屋外での活動中（遠足、廃品回収、体育祭、マラソン大会）の事故等においては、

- ①体調（健康）管理を常に心がける。
- ②準備運動を行う。
- ③交通安全を徹底する。
- ④作業できる服装・道具を事前に準備する。

<※注>○交通事故が考えられる。

4. 【作業】

各行事や教育活動上、高所・炎天下等での作業に従事する時の事故等においては、

- ①体調（健康）管理を常に心がける。
- ②複数の教職員で行う。
- ③安全確保を最重要と考え、危険なことは避ける。

<※注>○高所「はしご・脚立」から落ちる等が考えられる。

○草刈り作業での飛び石等が目にあたる事故が考えられる（マスク着用義務）

○熱射病・熱中症が考えられる。

5. 【通勤】

通勤中の事故等においては、

- ①余裕を持って通勤する。
- ②交通ルールを守り、安全な運転を心がける。
- ③車の定期点検及び整備等に細心の注意を払う。

上記の内容が考えられます。特に<※注>の内容は、見聞きした内容及び教職員から出された内容であり、教員一人ひとりが、細心の注意をはらい日々の教育活動中において健康で安全な職場づくりを心がけましょう。